

第23回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和4年10月21日(金)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時30分
- (4) 開催場所 津和野庁舎 大会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 番委員 有田 和将 | 2 番委員 石川 周子 | 3 番委員 森元 健一 |
| 4 番委員 齋藤 泰彦 | 5 番委員 田中 聖司 | 6 番委員 三家本雅夫 |
| 7 番委員 岩本 学 | 9 番委員 吉田 茂 | 10 番委員 石川 敏明 |
| 11 番委員 林 靖登 | | |

○農地利用最適化推進委員

- | | | |
|----------------|----------------|---------------|
| 1-1 番委員 御手洗 剛 | 1-2 番委員 田中海太郎 | 1-3 番委員 上田 徳美 |
| 1-4 番委員 木村 大輔 | 1-5 番委員 平川 巖 | 1-9 番委員 村上 巖雄 |
| 1-6 番委員 齋藤 治登志 | 1-10 番委員 齋藤ミサ子 | |

(2) 遅刻委員

(3) 欠席委員氏名

- | | | |
|-------------|--------------|---------------|
| 8 番委員 中岡 隆幸 | 1-7 番委員 倉益 晃 | 1-8 番委員 増成 孔也 |
|-------------|--------------|---------------|

(4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 欠席 |
| 農業委員会事務局 | 村上 宏志 |
| しまね農業振興公社 | 江上 俊二 |

3. 提出議案内容

- 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について
申請番号 4-305 号
- 議案第2号 農地転用事業計画変更申請の承認について
申請番号 4-308 号
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について
申請番号 4-304 号
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について
申請番号 4-307 号、4-309 号

議案第 5 号 非農地証明願の証明について

申請番号 4-303 号、4-310 号

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）

報告第 1 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出

受付番号 4-328 号

報告第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の届出について

受付番号 4-306 号

4. 議事進行及び顚末

事務局	定刻となりましたので、只今から第 23 回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。本日は事務局長が所用のため欠席となりますので私の方で議事の進行をさせていただきます。最初に会長からあいさつをお願いします。
会長	お忙しい中、総会にお集まりいただきありがとうございます。秋作業もほぼ終わったのではないかと思います。今週の月曜日 17 日に津和野町内 13 農事組合法人から津和野町内の小中学校へお米 104 袋が寄贈されました。これはわくわくつわの協同組合の事業の一環として行われています。今年で 4 年目になります。明日には、おくがの村 35 周年大会が開かれます。
事務局	本日は中岡農業委員さん、倉増、増成推進委員さんから欠席の報告を頂いています。総会には農業委員 11 名中 10 名が出席しておりますので今総会が成立していることを報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行をお願いします。
会長	議事録署名者を指名します。5 番田中聖司委員さん、6 番三家本雅夫委員さん、よろしくお願いします。
	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について
会長	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 4-305 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 4-305 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	担当地区委員の増成推進委員さんが本日欠席していますが、事前に報告書を提出していますので事務局から報告いたします。
事務局	10 月 12 日午後 1 時 30 分から申請人の代理人である●●行政書士事務所●●さんと立会をされています。現況の確認については 401 番 1 については写真にあるように農業用倉庫が建っており、活用が可能であること。405

会長	番、405 番 1、406 番については保全管理がされていたそうです。地目は田ですが、現実には田としては難しいが畑地としては十分利用が可能だそうです。周辺地域との調和については周辺への影響は特にないとのことです。その他として、完全移住までには少し時間がかかるので、本格的な耕作まではきちんと管理をするそうです。
田中推進委員	ありがとうございます。何か質問がありますか。
事務局	譲受人の●●さんはこれまで営農の経験はありますか。
田中推進委員	本格的な営農経験は無く、現在の介護の職業を辞められてこられます。
事務局	手続き上の問題ですけど、1 ターンで地域に来られることはうれしいことですので、承認をする際に、但し書きみたいなことはできますか。
田中推進委員	許可については、許可要件を満たしているから許可が出せるわけですので、意見等であれば許可に併せてお伝えはできるかと思います。
事務局	是非お伝えしていただきたいのが、いきなり来られて営農をされること、営農計画を見ると、結構特殊な作物もあり、いろいろな条件のハードルが結構高いと思いますので、研修をするとか、周辺の方に相談をして学びながらしないと大変だと思いますし、途中で挫折してしまうと勿体ないのでその辺をお伝えしていただけたらと思います。
田中推進委員	先ほども触れましたが、農林課に訪ねてこられた際に、地元の農家さんのところで研修をしてはどうですかとお伝えはしましたが、その時はご自身で耕作をされていくお考えでした。農業委員会だけでなく農林課の新規就農担当とも連携してフォローしていけたらと考えています。田中委員さんは相談をするなら誰がいいとお考えですか。
平川推進委員	やはり、担当地区の増成委員さんがいいと思いますし、その他地元の農家の方など色々な方を頼ったらいいいと思います。
会長	過去の例で、自分の担当地区にも牛を飼って農業をすると来られましたが、今はやめられて大草になっています。今は違う職業をやっていますが、そういったことにならなければいいと思います。
事務局	今回の申請地の周辺には農家がありますか。
会長	すぐ近くに 1 件ありますし、写真にも家が写っていましたが、増成推進委員も近くにおられます。今ご意見いただいたように、続けていけるかどうか問題となりますが、現所有者も今後耕作ができないということもありますので、農林課と地区委員さんでバックアップしながら営農が続くよう努めていきたいと思います。
委員	そのほか質問ありませんか。
会長	無し
	無ければ採決に移ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 4-305 号について原案通り承認されるかた

委員 会長	は挙手をお願いします。 全員挙手 全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 4-305 号は承認されました。 議案第 2 号 農地転用事業計画変更申請の承認について
会長 事務局	続いて、議案第 2 号「農地転用事業計画変更申請の承認について」申請番号 4-308 号を議題といたします。事務局の説明をお願いします。 それでは、議案第 2 号「農地転用事業計画変更申請の承認について」申請番号 4-308 号についてですが、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-309 号と関連していますのでそちらも併せて説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長 森元農業委員	それでは、現地確認の報告を担当地区委員の森元農業委員さんをお願いします。 それでは現地確認の報告をいたします。10 月 14 日午後 2 時過ぎに申請者の代理人である●●さんと現地を確認しました。現地は日原駅から益田市寄りにあり、国道 187 号線から国道 9 号線に入り、日原駅方面に入って、内田建設さんから 300m 位いった所にあります。申請地は埋め立て造成が既に完了してしまして、周囲はコンクリートで囲ってあり、周囲の農地に被害が及ばないように十分配慮がされています。周辺の農地利用への影響について隣接地に田んぼはありますが、共同住宅が建てられても日当たりのとても良い場所ですので日照の被害は少ないと思います。汚水については下水管が来ていますのでそちらに接続し、雨水については造成地に排水路が設置されていますので農地に対する悪影響はないかと思います。隣接地の所有者の●●さんとお会いた時に確認をしましたが日当たりの良いところで特に問題はないと聞いております。以上です。
会長 委員 会長	ありがとうございました。質疑のある方はお願いします。 無し 無ければ採決に移ります。議案第 2 号「農地転用事業計画変更申請の承認について」申請番号 4-308 号について原案通り承認されるかたは挙手をお願いします。
委員 会長	全員挙手 全員挙手です。議案第 2 号「農地転用事業計画変更申請の承認について」申請番号 4-308 号は承認されました。

	議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について
会長	続いて、議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-304 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-304 号について説明いたします。
	・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告ですが、担当地区委員の倉益推進委員が本日欠席されています。報告書を提出していますので事務局で報告をお願いします。
事務局	現地立会の報告書を読み上げさせていただきます。10 月 14 日午後 1 時から申請者の息子さんである●●●●さんと立会をしました。本人は現在入院中だそうです。現地の状況についてですが、県道の隣接地で電柱より上側は砂利が敷かれて駐車場として利用されており、下側は花壇になっています。周辺地域への影響等については隣接農地の間には溝があるので、独立した駐車場として利用ができると報告がありました。以上です。
会長	ありがとうございます。質疑のある方はお願いします。
委員	無し
会長	無ければ採決に移ります。議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-304 号について原案通り承認されるかたは挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-304 号は承認されました。
	議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について
会長	続いて、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-307 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-307 号について説明いたします。
	・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の岩本農業委員さんお願いします。
岩本農業委員	10 月 15 日に●●行政書士事務所の●●さんと現地の立会をしました。今、話にもありましたが道路沿いの塀の内側に申請地があります。写真の奥側に●●さんの家があり売却される予定です。そうなるとその土地に立ち入れないようになり活用できなくなりますので、売却地と併せて宅地として利用した方が賢明であると考えられます。以上です。

会長	ありがとうございました。質疑のある方はお願いします。
委員	無し
会長	無ければ採決に移ります。議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について」申請番号４-307号について原案通り承認されるかたは挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について」申請番号４-307号は承認されました。
会長	続いて、議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について」申請番号４-309号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について」申請番号４-309号についてですが、議案第２号の「農地転用事業計画変更申請の承認について」で併せて説明をしていますので、説明については省略させていただきます。
会長	現地確認の報告について、森元委員さん何か補足があればお願いします。
森元農業委員	特にありません。
会長	何か質疑がある方はお願いします。
委員	無し
会長	無ければ採決に移ります。議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について」申請番号４-307号について原案通り承認されるかたは挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の承認について」申請番号４-307号は承認されました。
	議案第５号 非農地証明願の承認について
会長	続いて議案第５号「非農地証明願の承認について」申請番号４-303号を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第５号「非農地証明願の承認について」申請番号４-303号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告ですが、担当地区委員の倉益委員が欠席ですので、事務局から提出された報告書による報告をお願いします。
事務局	10月14日午後１時から、申請人の息子さんである●●●●さんと現地を立会しました。津和野川に隣接している土地で周辺の農地に比べて一段低い場所にあり、大雨の際には水没する高さにあります。現在は竹が生え、

会長	耕作ができる状況ではありません。以上です。
委員	質疑のある方はお願いします。
会長	無し
	無ければ採決に移ります。議案第 5 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-303 号について原案通り承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 5 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-303 号は承認されました。
会長	続いて、議案第 5 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-310 号を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 5 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-310 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告ですが、担当地区委員の増成委員が欠席ですので、事務局から提出された現地確認報告書による報告をお願いします。
事務局	10 月 12 日午後 1 時半から代理人の●●司法書士事務所の●●さんと現地の確認をしています。申請地は数十年使用しておらず、周りの山々に溶け込んでいる状態であり耕作できる状況ではありません。以上です。
会長	それでは、質疑のある方はお願いします。
委員	無し
会長	無ければ採決に移ります。議案第 5 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-310 号について原案通り承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 5 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-310 号は承認されました。
	議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 河野規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）
会長	続いて、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」の内容を説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	質問等無ければ承認といたしますがよろしいですか。
委員	はい。

会長	それでは、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」は承認といたします。
会長 事務局	続いて、報告事項の説明をお願いします。 報告第 1 号「公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について」受付番号 4-328 号について報告します。 ・・・報告内容説明・・・
会長 委員 事務局	何か質問ありませんか。 無し 続いて報法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る届出」受付番号 4-306 号について報告します。 ・・・報告内容説明・・・
会長 委員 会長	何か質問等がありますか。 無し 無ければ、本日の議題は以上になります。